土地の悩みをザンとの解決で

『事業用買換え特例で税金対策』編



相続税4,300万円のために、 300坪の農地を

売却用としてあるが

- ●売れば約6,000万円。
- ●譲渡所得税が1,200万円かかる から手取りは4.800万円。
- ※相続税取得費加算の特例は、試算外
- ●つまりこの土地すべてを 相続税+所得税に充てることに。
- ●もったいないが仕方ない。 しかし土地がなくなるから……

50歳独身の息子の、その後が心配!!



農地300坪 時価6,000万円

売却用は半分だけにしておこうか。 でもそれでは相続税額には足りない・

- ●150坪を売れば約3,500万円。
- ●譲渡所得税が700万円かかるから 手取りは2.800万円。
- ●相続税額には1,500万円足りない。 売却 _{農地150坪}
- ●よくあるのは借入金で赤字を出して 税金を軽減する方法だが……

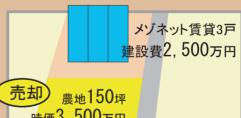


事業用買換え特例をつかえば、※H23.12.31までの売却分に適用 土地を残して、借金ゼロで、相続税対策もして しかも息子さんの長期収益源ができますよ。

ナットク!! 解決のポイントは…

- ●150坪を売却し残る半分にメゾネット賃貸3戸を建設。
- ●事業用買換え特例を利用すれば、譲渡所得税が、 140万円に軽減できるから手取り3.360万円。 借金なしで賃貸物件を建てても十分お釣りが。
- ●土地150坪売却で相続税も大きく減額。
- ●贈与控除等、各種の技を組み合わせて相続税をクリア。 ※技の詳細はどうぞお問い合わせください。
- ●残った土地建物は収益源。これが将来の息子の収入源に。

毎年216万円の純収益。



時価3.500万円



相続税対策

土地売却の

長期収益源を

借金ゼロで



◎ 今 回 の「ナットク解 決」担 当 者<u></u> は ··· ファイナンシ<u>ャルプランナーの</u>

必ず納得できる解決策はあります。ご相談ください。